

第3回サステナビリティ情報の保証に関する 専門グループの概要

2025年4月17日開催

2025年4月21日

第3回サステナビリティ情報の保証に関する専門グループ（以下「保証専門G」という）では、これまでの保証専門G及びサステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ（以下「WG」という）での議論を踏まえ、サステナビリティ保証業務実施者に求められる規律の在り方について、議論がされました。委員からは、事務局の提案した方向性に概ね賛同する意見が示されましたが、保証の範囲や保証業務の担い手などについて、WGである程度決めてからではないと、保証専門Gで具体的な議論ができないのではないか、との意見も複数の委員から示されました。

サステナビリティ保証業務実施者に求められる規律の在り方

保証業務実施者に求められる業務管理体制（人的体制）

業務管理体制として、業務の品質の管理に係る専門部署の設置等の品質管理体制や、人的体制が含まれると考えられます。第3回保証専門Gでは、これまでの議論を踏まえ、人的体制については、サステナビリティ保証業務に係る専門的な知識・能力を担保することが重要として、サステナビリティ保証業務実施者の登録要件として、以下を求めることが事務局から示されました。

保証業務実施者に求められる業務管理体制

- サステナビリティ保証業務を実施する企業の数、規模、特性等を踏まえて、適切な人材を確保し、適切に業務の構成員として配置すること
- 業務の構成員の能力維持・向上を図るため、構成員の教育研修に関する方針及び手続を定めること

参考：金融庁ウェブサイト [第3回保証専門G 資料1 事務局説明資料](#)（2025年4月17日）P.13

委員からは、事務局の示した方向性について、概ね賛同する意見が示されました。また、具体的な業務管理体制の制度化にあたっては、現行の公認会計士法などを参考にしているかどうかとの意見も示されました。

業務執行責任者（サイナー）に求められる知識・能力

第3回保証専門Gでは、業務執行責任者に必要な知識・能力について、事務局より以下の考え方が示されました。

- 業務執行責任者には、企業が重要性（マテリアリティ）のある情報に絞り込むプロセスや財務とのコネクティビティを含めてサステナビリティ開示全体を広く確認するため、保証業務の技能・技法、職業倫理の理解、サステナビリティに関する知識・能力に加え、会計、監査、関連法規等の知識・能力も必要と考えられる
- 欧州CSRDでは、サステナビリティ保証を行うに当たって、保証業務実施者に対して、サステナビリティ開示・保証の試験（サステナビリティ報告、保証に関する作成基準や要求事項等）・実務訓練が要求されている（ただし、国内法制化にあたっては、経過措置が適用できるため、具体的なサステナビリティ開示・保証の試験は主要国で現時点では実施されていない）

上記の考え方を踏まえて、事務局より業務執行責任者（サイナー）の登録要件（案）が示されました。

- 公認会計士として登録されていること（又はこれに準ずること）
- サステナビリティ開示・保証の研修の履修を必要な知識・能力の要件とすること
- 研修は自主規制機関が行うこと

なお、上記の要件（案）は、今後の海外における試験・実務訓練制度の動向も踏まえて将来見直すことが、あわせて提案されています。

参考：金融庁ウェブサイト [第3回保証専門G 資料1 事務局説明資料](#)（2025年4月17日）P.14

委員からは、事務局の示した方向性について、概ね賛同する意見が示されましたが、公認会計士として登録されていることを業務執行責任者（サイナー）の登録要件とする点については、以下のような様々な意見が示されました。

- 保証対象が大企業であれば、欧州の状況からも監査法人が対応とすることになるとの思われ、公認会計士登録を要件とすることに賛成する
- 制度をスムーズにスタートするという観点から、この要件から始め、今後の動向を踏まえて将来見直すということに賛成する
- 要件を公認会計士として登録されていることにするのは厳しすぎるのではないか
- 財務情報に関するコネクティビティを評価、検討できる知識、能力、経験を有していれば公認会計士以外でもよいのではないか
- 保証対象企業や保証の対象となる情報の範囲等をWGである程度決めてからではないと、具体的な議論ができないのではないか

自主規制機関に関する検討

■行政機関と自主規制機関の役割の在り方

第3回保証専門Gでは、行政機関と自主規制機関の役割の在り方として、それぞれ以下の業務を行うことが事務局から示されました。

■行政機関の役割

図表1 行政機関の役割

参入時	保証業務実施者の登録に関する事務 <ul style="list-style-type: none">● 主な登録要件（業務管理体制、品質管理体制、人的体制等）
業務実施時	業務実施時に遵守する基準等の整備 <ul style="list-style-type: none">● 保証基準● 品質管理基準● 倫理・独立性に関する法規制等
モニタリング機能等	保証業務実施者の調査・検査等 <ul style="list-style-type: none">● 虚偽表明・業務運営に関する調査・検査、処分

参考：金融庁ウェブサイト [第3回保証専門G 資料1 事務局説明資料](#)（2025年4月17日）P.20

■自主規制機関の役割

自主規制機関には、実務に関する専門知識を維持・向上させ、環境の変化に迅速かつ柔軟に対応可能という利点があり、保証業務の質の維持・向上、従事者の知識・能力の向上や従事者における高い倫理観の醸成・保持等の役割が期待されます。これらを踏まえて、事務局より以下のような自主規制機関の役割が示されました。

- 保証基準、品質管理基準、倫理・独立性に関する実務指針等の作成
- 教育訓練
- 苦情対応

参考：金融庁ウェブサイト [第3回保証専門G 資料1 事務局説明資料](#)（2025年4月17日）P.20

委員からは事務局の示した方向性について、概ね賛同する意見が示されました。

■自主規制機関の運営主体に関する考え方

自主規制機関の運営主体については、これまでのWGにおいて「監査法人であるか、その他の保証業務提供者であるかにかかわらず同じもの」という考え方が示されており、第3回保証専門Gでも、事務局より「自主規制機関の運営主体については、既存の枠組みが利用される場合と、新たに設立される場合が考えられるが、前頁の役割*1を担う最もふさわしい1つの自主規制機関を法令等により認定し、金融庁と連携していくことが考えられる。 ※ 認定された自主規制機関以外にも、自発的に自主規制を担う組織を設立することを妨げるものではない。」とし、以下のような考え方が示されました。

- 前頁の役割*1を担う自主規制機関の運営主体については、既存の枠組みが利用される場合と、新たに設立される場合を比較しつつ、効率性や費用対効果の観点から、保証業務実施者において検討されることが望ましい

*1：前頁の役割とは、事務局説明資料の20頁に示されている、事務局が提案する自主規制機関の役割（保証基準、品質管理基準、倫理・独立性に関する実務指針等の作成／教育訓練／苦情対応）になります

また、第3回保証専門Gでは、前回の保証専門Gでの委員からの意見（「自主規制機関の運営主体について、リソースやコストといった観点から検討すべき」）を踏まえて、事務局より既存の枠組みを利用する場合と自主規制機関を新たに設立する場合のメリットとデメリットが示されました。

図表2 自主規制機関の運用主体に関する考え方

	既存の枠組みを利用	自主規制機関を新たに設立
メリット	<ul style="list-style-type: none"> ● 設立時の費用が比較的安価であり、設立手続が不要のため、迅速に業務の開始が可能 ● 既存の人的資源を活用できる ● 自主規制の運用実績があり、既存の規則等を流用できる 	<ul style="list-style-type: none"> ● 監査法人及びその他の保証業務提供者が加入できる設計が可能 ● 既存業務が無いためサステナビリティ保証業務の自主規制に注力可能
デメリット	<ul style="list-style-type: none"> ● 既に所属する者以外の者が自主規制機関へ加入することに対する準備・対応が必要 ● 既存業務があるため、サステナビリティ保証業務の自主規制に注力が困難 	<ul style="list-style-type: none"> ● 設立・運用のための費用額や人的資源の負担先の見通しが立たず、迅速な設立が困難 ● ISSA5000、IESBAと整合する実務指針や倫理規程の策定や自主規制の運用について、適格性が不透明

参考：金融庁ウェブサイト [第3回保証専門G 資料1 事務局説明資料](#)（2025年4月17日）P.21

委員からは、事務局の示した分析（図表2）を踏まえ、保証業務の担い手に公認会計士以外も含む場合の自主規制機関の運用主体について、以下のような様々な意見が示されました。

- 効率性の観点からは、既存の枠組みを利用することが良いのではないか
- 保証業務の担い手に公認会計士以外も含む制度とする場合、既存の枠組みである公認会計士協会を自主規制機関として利用するのは、現実的には難しいのではないか
- 制度発足時点において、将来的に公認会計士以外も保証業務の担い手となることを想定するのであれば、自主規制機関を新たに設立することも視野に入れるとよいのではないか
- 保証の信頼性確保のためには自主規制機関は、行政機関と連携し、各役割を担う必要がある

任意のサステナビリティ保証について

第3回保証専門Gでは、これまでの保証専門Gでの議論を踏まえ、有価証券報告書における任意保証について、事務局より以下のような方向性が示されました。

■有価証券報告書における任意の保証に関する考え方

1. 制度上の保証業務の要件を満たした保証を任意で受けた場合

- 保証業務の品質が担保されているため、サステナビリティ保証報告書を有価証券報告書に添付することが考えられる
- 当該保証業務実施者には金融庁の調査・検査権限等が及ぶと考えられる

2. 制度上の保証業務の要件を満たさない保証を任意で受けた場合

- 投資家の誤認防止のため、サステナビリティ保証報告書を有価証券報告書に添付することを認めないことが考えられる
- 企業が有価証券報告書に、任意に保証を受けた旨を記載する場合、投資家の投資判断を誤らせないよう、義務化対象外の内容（**図表3 a～c**）、保証業務実施者の名称、登録の有無、準拠した基準や枠組み、保証水準、保証業務の結果、保証業務の提供者の独立性等について明記することが考えられる。

参考：金融庁ウェブサイト [第3回保証専門G 資料1 事務局説明資料](#)（2025年4月17日）P.25

図表3 任意保証の論点（任意の保証に関して開示する情報）



参考：金融庁ウェブサイト [第3回保証専門G 資料1 事務局説明資料](#)（2025年4月17日）P.24

委員からは、有価証券報告書における任意の保証に関する考え方について、事務局の示した方向性に概ね賛同する意見が示されました。

また、その他の論点として、事務局より以下の2つの論点が示されました。

■有価証券報告書における任意の保証に関するその他の論点

- 論点1** 制度上の保証業務の要件を満たしたサステナビリティ保証報告書を有価証券報告書に添付することを認める場合、有価証券報告書に義務化対象外の内容（**図表3 a～c**）を記載する必要があると考えるか記載を必要とした場合、どの程度の内容を記載させるべきか
- 論点2** 制度上の保証業務の要件を満たさないサステナビリティ保証報告書を有価証券報告書に添付することを認めない場合、企業が有価証券報告書に記載した任意の保証に関する開示情報を記載することが考えられるが、その開示情報については、一義的に企業が責任を負うと考えられるか

参考：金融庁ウェブサイト [第3回保証専門G 資料1 事務局説明資料](#)（2025年4月17日）P.25

論点1については、事務局の示した方向性について、概ね賛同する意見が委員から示されました。また、有価証券報告書（有価証券報告書の第2【事業の状況】【2. サステナビリティに関する考え方及び取組】欄）に、根拠条文を併せて示し、例えば保証の範囲や保証義務化の対象外（任意保証）である等の情報を必要に応じて補足するのが良いのではないか、また、保証報告書に何を記載するかも併せて検討したほうが良いなどの意見も示されました。

また、論点2の、企業が有価証券報告書に記載した任意の保証については一義的に企業が責任を負う、という点については、多くの委員から賛同が示されました。さらに、有価証券報告書に制度上の保証業務の要件を満たさない任意保証である旨を明示した上で保証範囲等を明示するのが良い、という意見が示された一方で、有価証券報告書の読み手をミスリードする懸念があるため保証監査報告書の添付はもちろん、有価証券報告書への記載はすべきではない、という意見も示されました。

なお、議論の最後に座長より、保証Gでの検討は当初3回の審議を予定していましたが、次回（第4回）の審議も予定している旨の発言がありました。

以上

参 考 : [金融審議会「サステナビリティ情報の保証に関する専門グループ」（第3回）議事次第：金融庁](#)

関連記事 : [第2回サステナビリティ情報の保証に関する専門グループの概要](#)

[第1回サステナビリティ情報の保証に関する専門グループの概要](#)

[サステナビリティ開示・保証の最新規制動向](#)

日本・ヨーロッパ・南北アメリカ・アジアパシフィックにおけるサステナビリティ情報の開示・保証の規制に関する最新動向を取りまとめています。

有限責任監査法人トーマツ

〒100-8360 東京都千代田区丸の内3-2-3 丸の内二重橋ビルディング

<http://www.deloitte.com/jp/audit>

デロイトトーマツグループは、日本におけるデロイトアジア パシフィック リミテッドおよびデロイトネットワークのメンバーであるデロイトトーマツ合同会社ならびにそのグループ法人（有限責任監査法人トーマツ、デロイトトーマツリスクアドバイザー合同会社、デロイトトーマツコンサルティング合同会社、デロイトトーマツファイナンシャルアドバイザー合同会社、デロイトトーマツ税理士法人、DT弁護士法人およびデロイトトーマツグループ合同会社を含む）の総称です。デロイトトーマツグループは、日本で最大級のプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、税務、法務等を提供しています。また、国内約30都市に約2万人の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイトトーマツグループWebサイト、www.deloitte.com/jpをご覧ください。

Deloitte（デロイト）とは、デロイトトウシュートーマツリミテッド（“DTTL”）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイトネットワーク”）のひとつまたは複数を含みます。DTTL（または“Deloitte Global”）ならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課すまたは拘束させることはありません。DTTLおよびDTTLの各メンバーファームならびに関係法人は、自らの作為および不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作為および不作為について責任を負うものではありません。DTTLはクライアントへのサービス提供を行いません。詳細はwww.deloitte.com/jp/aboutをご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドはDTTLのメンバーファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィック における100を超える都市（オークランド、バンコク、北京、ベンガルール、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、ムンバイ、ニューデリー、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む）にてサービスを提供しています。

Deloitte（デロイト）は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、リスクアドバイザー、税務・法務などに関連する最先端のサービスを、Fortune Global 500®の約9割の企業や多数のプライベート（非公開）企業を含むクライアントに提供しています。デロイトは、資本市場に対する社会的な信頼を高め、クライアントの変革と繁栄を促し、より豊かな経済、公正な社会、持続可能な世界の実現に向けて自ら率先して取り組むことを通じて、計測可能で継続性のある成果をもたらすプロフェッショナルの集団です。デロイトは、創設以来175年余りの歴史を有し、150を超える国・地域にわたって活動を展開しています。“Making an impact that matters”をバース（存在理由）として標榜するデロイトの45万人超の人材の活動の詳細については、www.deloitte.comをご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、デロイトトウシュートーマツリミテッド（“DTTL”）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人が本資料をもって専門的な助言やサービスを提供するものではありません。皆様の財務または事業に影響を与えるような意思決定または行動をされる前に、適切な専門家にご相談ください。本資料における情報の正確性や完全性に関して、いかなる表明、保証または確約（明示・黙示を問いません）をするものではありません。またDTTL、そのメンバーファーム、関係法人、社員・職員または代理人のいずれも、本資料に依拠した人に関係して直接または間接に発生したいかなる損失および損害に対して責任を負いません。DTTLならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2025. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.



IS 669126 / ISO 27001



BCMS 764479 / ISO 22301

IS/BCMSそれぞれの認証範囲はこちらをご覧ください
<http://www.bsigroup.com/clientDirectory>